

「成年後見制度のこれからを考える」

## 1 新井教授による基調講演

ご紹介にあずかりました新井です。今日はですね、九州弁護士会連合会高齢者・障害者の支援に関する拡大協議会から、佐賀にお招きいただき、本当にありがとうございました。私の話のなかでは、成年後見が始まって10年になりますが、その10年間を振り返って、現実はどうなっているのか、今後どうしていったら良いのかについてお話しをさせていただきます。

まず、成年後見がスタートしたのは、2000年の4月でした。なぜ成年後見が必要になったのか、大きな理由はですね、日本の高齢化の進展ですね。日本は世界でも有数の高齢社会になりました。そういったなかで、もちろん、後見制度については、あったのです。古い後見制度というのは、禁治産・準禁治産という風になっていたわけです。しかしこの制度は、非常に問題があるということも、言われていました。例えば、この名称は、「禁治産」、「準禁治産」という非常に差別的な名前ですよ。これ、財産を治めることを禁止する、ということですけど、人間に「禁止」の「禁」をつけるというのは、非常に問題があるのです。名称が差別的だった。あるいは、一度宣告を受けると、戸籍に記載されるという問題がありました。やっぱり、戸籍というのは家族の記録ですから、そこに好まないという人が多いですね。あるいは欠格事由といたしまして、一度宣告を受けると、資格制限があると。これ今でも問題になっているのですが、例えば、選挙権が剥奪されるという門外がありました。あるいは、鑑定にお金がかかるということ。全国平均で、50万円ほどかかると言われていました。これは当事者が負担する訳ですね。そうすると、能力が無くなって保護して欲しいのに、鑑定料で50万円もかかるというわけです。そうすると、今言ったように、名称の問題、戸籍の問題、欠格事由の問題、そして鑑定費用がかかるということからですね、禁治産、準禁治産というのは利用が極めて制限されていたのです。

で、何とかしないといけないという動きは、確かにありました。その動きが加速されたのは、2000年の4月に成年後見と同時に導入された介護保険にあったのです。介護保険というのは、今、中尾先生のお話にもあったように、その、介護保険の考え方というのは、「措置から契約」になっているのです。ですから介護サービスを受けるときには、今までの措置という考え方から変えて、当事者の契約というシステムに変わったのです。しかし、介護サービスを受ける方のなかに、能力のない方がいるのです。そう言う方が、契約ができない。そうすると、どうしても後見制度が必要になるのです。ところが、当時の後見制度は、禁治産・準禁治産だったのですが、これはもう使えないものです。それで、介護保険制度を導入して、「措置から契約」へ変わったときに、新しい後見制度を導入しようということになったのです。ですから、介護保険と成年後見は、「車の両輪」という風に使われていたのです。で、2000年の4月に、介護保険と成年後見が「よーい、ドン」という形で、スタートしたのです。

で、新しい制度ですから、新しい理念があるわけですね。例えばその「ノーマライゼ

ーション」というふうなところに書きました。これ福祉の世界で言われる言葉ですけど、健全者も障害者も同じように生活させる、ということでノーマライゼーションと言います。たとえばこれは、禁治産とか準禁治産という名称をやめたとか、あるいは戸籍への記載をとりやめたとか、そういったところにあらわれているのですね。それから、自己決定権の尊重。これ、法律的には非常に重要です。この自己決定権の尊重というものには、二つ意味があって、能力が衰え始めた人の、あるいは能力が無くなった人について、残存能力を活用する。つまり人間とは、死ぬまで人格者として尊重されるべきなんですね。では、人格者とは何でしょうか、それは意思をもっている、ということですよ。ですから、その、一見能力が無いように見えても、その人には、人間として生存する限り「意思」というものがある。その意思というものを、できる限り尊重してあげる、これを残存能力の活用というのですね。これ、とっても重要な考え方なんですよ。

私は、大学で教えてますけれども、私の教育の基本方針とは「学生の残存能力の活用」です。今の学生って、大学に来ると、疲れ果てているんですよ。もう本当に疲れ果てていてですね、私「民法」でね、張り切ってますね「これから民法でやるぞ！」って4月の一時間目の授業で張り切ると、張り切れれば張り切るほど、学生がしらけてくるんですね。「このおっさん、何一人ではりきってんの」ってなるんです。民法をよく勉強して貰うために、彼らをおだてて、残存能力を活用して、しっかりやらせることが重要なのですが、弁護士の先生に、残存能力の活用について、「現有能力の活用」という風におっしゃる先生が居る。実に弁護士らしい表現ですよ。私の方では、「残存の力の活用」でいいと思っている。いずれ沈んでいくんですよ。死ぬんですよ。その、死ぬ直前の残された日々を、大切にすることで、良いじゃないですか。現有能力、なんのことか分かりませんよ。これ、私の個人的な意見ね。弁護士には弁護士の論理というものがあまして、ちょっと紹介しておきます。

残存能力の活用が、自己決定権の一つの意味ですね。対局にあるのは、もう一つは、能力がある人が、能力が無くなったときに備えて、あらかじめ準備しておく制度、これは任意後見人制度というのですが、こんどの後見の改正によって新しく導入されたものですね。

ですから、自己決定権の尊重というのは、対象者に応じて、二つの考え方がある。一つは、能力の衰え始めた人に対しての残存能力の活用。そして、今、能力はあるけれども、あらかじめ準備したい人については「任意後見」の導入というものがあるのです。任意後見については、後でまた触れます。

三番目の理念が、「身上保護」の重視にあるのですが、身上保護は、財産管理の対極にあるという考え方です。いままでの制度は、家の財産をまもるため。財産管理の制度なんですよ。禁治産・準禁治産については、財産管理なんですよ。本人の財産を、できる限り家の財産を維持しようという意思が強かった。しかし、身上監護は正反対なんですよ。ご本人の財産を本人の生活の質を維持するんだ、という身上、身上というのは、医療、介護

などの利用と、積極的に生活の質「Quality of Life」と言うが、そのために使う。これまでは、相続人に対し、多くの財産を渡すことを考えていたが、そうではないんです。極端なことを言えば、全部使って良いのですよ。亡くなった日に、ちょうど通帳の残高が0円になっている、理想的ですよ。積極的に使わなければならないのです。今までは、財産を保全維持するということだったが、生活・福祉・医療のために使う、ということを経済保護で行う。現状について裁判官や「書記官」の認識に、決定的に欠けているのではないかと思われる。

こういう3つの理念に基づいて、5つの制度を導入したんですね。まず、一番最初に、任意後見の導入ということ。これは一番新しいポイント、今度の成年後見の中で一番重要なポイントですよ。任意後見制度は、能力がある内に自己決定をしておこう。そして、能力が無くなった場合に備えようということですね。例えば、財産管理は、このようにしたい。でも、能力が亡くなったら、できない。だから私であれば、私が能力がなくなったあと、私の財産を配偶者のために使うんだ、という訳ですよ。えーその、私の妻には、若いころからずいぶん苦勞をかけた、ということで、本当はそんなことはないんですけども、ということにしましてね、使って欲しいと、娘のために使うんだ、と考えるんですね。でも、他の人であれば、家族には一切使わせない、鳥栖にいる愛人のために使うんだ、という人もいるかも知れないですよ。公序良俗の問題はありますが。

あるいは、医療をどのようにするか、医療をどこまでやるか、ですよ。その「ずっと」死んでいきたいのか、延命治療をどこまでやるのか、これも「本人しか決められない」わけですよ。で、そのときに、この任意後見である程度指示しておくことができるのです。

というわけで、任意後見制度というのは、能力が亡くなったあとの、自己決定を延長する制度、としてスタートしたのですよ。これが、新しい成年後見の一番の目玉だったのですよ。これについて、法制審議会で大議論があったのですよ。保守的な先生が、こんなもの導入しなくても「民法でできる。」って言うんですよ。それで民法に代理権についての111条の規定があるんですが、規定の解釈で、本人が能力があるときに代理権を授与していると、本人が能力がなくなっても代理権が消滅しない、というのが通説としてあるんです。昔の先生が書いたことを、そのとおりです。一つと承継してきているんです。だから、こんなものいらないんだ、と言うわけですよ。私が「いや違うんです、能力が亡くなると代理権もなくなるんです。」という論文を書くんですよ。そうすると「新井ってやつは、民法のイロハのイも知らない。」と言うふうにする先生が居るんですね。私は、自分の説が正しいと思っています。なぜかという、代理というのは、本人と代理人とのコミュニケーションなんですよ。コミュニケーション。だから、本人は、代理人のことを信用して頼むんですよ。それが、能力が亡くなったら、コミュニケーションができないじゃないですか。もし、コミュニケーションがなりたない、つまり、「代理人が不正をした」としたら、本人は、「けしからん」と解任できるわけですよ。ところが、任意後見というのは、「本人の

能力が亡くなってからの代理」についての制度なんですよ。能力がなくなった人が、どうやって代理人をコントロールできるんですか。できないわけですよ。だから、コミュニケーションが成り立たない、だから代理が成り立たない。だから、新しい制度が必要になるのです。そして、不正をしたときのためのチェックする制度が必要なのです。で、任意後見制度というのは、監督の仕組みを造ったのですね。

これについて、珍しく、弁護士会も司法書士会も、社会福祉士会も、すべて賛成したんですよ。この3者ともが賛成したと言うことが大切なんですけどね。そして、マスコミも賛成してくれたんですよ。それで、裏話としてあるのですが、法制審議会のパブリックコメントというのをやるんですよ。それで、法制審の先生は、誰も任意後見制度について賛成しないんですよ。それで、日弁連を始め、いろんなところが意見を言っても、法制審はもう寝ているんですよ。で、次の会議になると「あんなものは、いらぬ。」と言うんですよ。それで、このパブリックコメントにすら載せるのを反対するんですよ。ですが、参事官は「なんとかやりたい。」ということで、コメントの一番最後に入れるんですよ。それで、強硬に反対する先生が居たんですね。名前は言いませんが、それに「先生、一番最後に入れたんで、どうせこんなものは、パブリックコメントで否定されますよ。」と言って、入れて説得したんですね。それでパブリックコメントが出た。それで結果として見ると、パブリックコメントのなかで、圧倒的に賛成でした。すべての項目の中で、一番賛成が多かった。反対したのは、一部の民法学者だけだったんですね。

世界の潮流は、任意後見なんです。なぜかという、法定後見と任意後見と書いていますけれど、何処が違うかという、法定後見というのは、「裁判所が保護者を決める。」訳ですよ。そして、保護者がすべてコントロールする。これをパターンリズムというんですよ。保護主義。それに対して、今の世界では、「自分のことは自分で決める。」ということなんです。これは、任意後見なのです。だから、世界の潮流は、任意後見なのです。日本も、これを導入して、本当に良かったと思います。

じゃあ、十年経ってどのようになったのか、後ですぐ述べます。

まず、一番目のポイント、任意後見制度が導入されたと言うこと。これは、難産だったんですよ。もしかしたら、これは出産できなかったかも知れない。しかし、とにかく、もう一度言いますが、弁護士会、司法書士会、社会福祉士が三位一体となってがんばって導入したんです。

法定後見の弾力化、これはどういう意味かと言いますと、禁治産を後見、準禁治産を保佐として、変わったところもありますが、一応、そのままの形は残ったのです。もう一つ「補助」という制度ができたのです。第三の類型として、補助を導入したのです。

軽度の認知症、知的障害、精神障がいの方が対象。だから、能力あるんですね。一部亡いところもある。具体的には、会話をしている、固有名詞が思い出せない。最後まで固有名詞でてこない、こういう人が補助の対象なんですね。これを医学的に MCI というんです。

ね。これっておおいんですよ。10パーセントくらいはいるのじゃないかと。立法者の75パーセントくらいの方が、これに当たるのではないかと。

重篤な人ではなくて、軽い方を保護しましょうとなっている。補助の人が一番リスクが高い。重篤な人は、寝たきりの場合も多い。だから、補助の人の方が、保護されなければならない。

一番良いところは、「欠格事由がない」と言うこと。後見の選挙権の剥奪が裁判になって問題になっている。医者や弁護士も、辞めなくても良い。弁護士を続けられるのですよ。「補助人つき弁護士」と看板に書いても良い。これでお客が来るかは、別問題ですけども。補助では、社会参加ができる。これが二番目の目玉でした。

そして、3番目の目玉は後見制度の充実と言うことだったんです。これは後見任というのは、身上配慮義務が認められたと言うことなんですね。民法の「858」条。本人の意思を尊重し、身上に配慮しなければならない、という義務ができた。これが、今回の成年後見の考え方を、非常に端的に表しているんですね。これまでの財産管理だけじゃないよ、という訳ですね。つまり、生活とか医療、福祉といったもの配慮してサポートする。「858」ね。東京の方の専門職後見人で、この「858」が気に入っちゃって、自分の車のナンバープレートにしている人がいるんですね。この辺りにいるかどうかは知りませんが。要するに、これは、今までの後見に対するアンチテーゼに当たるんですね。今回の成年後見制度の精神を、端的に表しているんですね。

ここで、誤解があってはいけないのですけれども、身上配慮というものは、「じゃあ、成年後見人は、事実行為、介護もしなければならないのですか。」と、そう言うわけではないんですね。おむつを替えるとかをすることではない。成年後見人は、あくまで法律上の行為についてですから、代理権を行使するのですよ。ね、契約を代理するのですよ。本人は、意思能力がないので、契約ができないのですから、その契約を代わってする。しかし、その契約をするときに、あるいは財産管理をするときに、ただ単に契約や財産管理をするのではなくて、本人の身上を配慮するということをベースとして代理権を行使し、財産管理をすると言うことですよ。これが、非常に大事。だから、そういうことを考えて、成年後見人が選ばれる必要があるんですね。「858」とっても重要な条文です。

さらに、法人後見というのが可能になりました。今までの法律は、法人後見ができないと解釈されていたのですが、今度は法人後見ができる。それで、個人ですね、自然人と言いますけれど、個人が、その後見人になったときには、後見任の方が先にボケちゃうってこのがありうる。それから、先に死んじゃうってことが。法人も、もちろん破産と言うことはあるのだけれど、余程のことがなければ、法人の消滅と言うことはないでしょう。だから、法人は永続性があるのです。だから、法人後見をつかうということも、一つ良いことがあるのです。

それから四番目に、成年後見登記という記載がある。これは、戸籍への記載を廃止した

わけですよ。そして新たに成年後見登記というものを造ったんですよ。

そして、区市町村長に申立て権を与えた。これを「成年後見の社会化」と言います。つまり、介護保険で、その介護を「社会全体で担う」ということになったのですけれど、同じように成年後見を「社会全体で担う」と言うことなんですね。これまでは、家族の問題として、家族が申立てをして、家族が後見人となるわけですよ。家族のなかで完結するようになっていたのですよ。でも、そうではない。やっぱり、社会全体で担おうということで、区市町村長が申立てをし、親族に適当な人がいなければ、しかるべき後見人を付ける。そういう考え方、それが区市町村長の申立権ということで、出ているのですね。

これが、成年後見というものでした。さて、これが10年たってどうなったかということです。

10年たちました。日本は1億2000万の人口があります。先ほど中尾先生もおっしゃっていましたが、今、認知症の人が200万。もっと多いという説もありますが、まあ200万人います。それで、先ほど出てきた介護保険の利用者はもう350万ぐらいにいます。

介護保険と成年後見（制度）は、2000年4月によーいどんで始まった。さっき言ったように両者は結びついています。介護保険のほうは350万の人が利用している。それで、認知症の人が200万人いるわけです。認知症の人のほとんどが介護保険サービスを受けていると考えていい。

そうしたときに、通常の思考力を持って推論するならば、成年後見もそれぐらいの数を利用していないといけない。なぜなら、認知症の人は介護保険契約はできないからです。

では、現実はどうなっているかということ、法定後見は16万8729、約17万です。介護保険が350万、法定後見が17万。これは大いなるなぞです。なぜこうなったのか。世界の学者もだれも解けないなぞです。答えがわかりますか。つまり日本人は、成年後見を使わない国民です。実はこれが大問題です。

そこで、本当に高齢者の権利擁護がなされているか。なされていないと思います。これからだんだん言っていきますが、先進国で日本ほど成年後見を使わない国はありません。リビアのほう成年後見をもっと使っていると思います。——今のはオヤジギャグだと思ってください。でも、本当にリビアのほうが多いと思います。1億2000万の人口を抱えて、GDPが世界3位の国が17万しか使っていません。認知症の人が200万いるのです。これは大問題です。

それから、任意後見というのは今度の成年後見の最大のポイントだと言いました。10年たって、どれくらいの人を使ったか。4万792です。10年で、成年後見の最もお勧めの制度がこんな状況です。これも数が少な過ぎる。

法制審の保守派の、ある高名な女性の先生が言いました。「私は任意後見の推進論者です」と。その推進論者が私に向かって、「新井さん、あなたは任意後見なんて言うけど、日本人は任意後見なんてやらないのよ」「あ、どうしてでしょうか」と言ったら、「日本人という

のは家族の中で甘え合って、もたれ合っている国民なのよ。そういう人が何で自己決定なんかできますか」と言われました。それが当たっているじゃないですか。これは悲しいです。世界の潮流は任意後見です。しかし、日本人は使わない。なぜでしょう。

それで、分析というところがあります。任意後見はなぜ使わないのか。これは大いなる問題です。この佐賀県の方はどうですか、任意後見。佐賀県でどれくらい利用しているのか、後でもし統計があったら教えていただきたい。九州地区でどうなのかということが大いなる問題だと思います。

私はこれをやるべきだと思います。やはり任意後見はやるべきだ。自分のことは自分で決めるのは原則です。我々は能力が衰える可能性があります。そうであるとしたら、任意後見はもっと使われていいと思います。それが、こういう状況になっている。これは、弁護士、司法書士、社会福祉士にも責任があるのかもしれない。もう少しPRすべきではないか。やはり、少し法定後見に傾いている嫌いがあるのかもしれない。いずれにしても、任意後見の利用が低迷しているということをまず確認しておきましょう。

その上で、法定後見の後見、保佐、補助はどうか。法定後見の目玉は補助です。補助を使ってくれというわけです。これは、能力が少し衰えてきた人を保護するという仕組みです。[ケツカク 15 なり?], 使ってほしいというわけです。2 番目の目玉です。だから、1 番目の目玉の任意後見は惨敗です。では、2 番目の目玉の補助はどうか。後見が 14 万 6680、保佐が 1 万 5010、補助が 7039。全体の 16 万 8000 の中の、わずか 7000 です。これは、当初予定していたものと全く反対の数字です。当初、補助が 75% と考えたわけです。それが違います。何でこうなった。これが一つ問題です。

いろいろ理由があります。裁判官の保守性、それから鑑定を書く人間の保守性。やはり重くしてしまいます。そして、本当の成年後見の精神が理解されていない。つまり、現実はどうかという、重篤な状態にならないと成年後見を使わないわけで、どうしようもない状態になってから財産を処分するときに必要だということで使う。そうではなく、少しでも能力に問題があったら、積極的に補助を使う体制になっていないところが問題です。それから鑑定を書く精神科医も、重めに書いてしまうところに問題もあります。

それから、学者にも問題があります。今、名前は言いませんが、大体の司法試験の受験生が使う有名な民法の本があります。その民法の本を読むと、補助の制度がよくないと書いてあります。なぜなら、補助の対象者は一部能力がある、一部能力があるなら民法の任意代理を使えばいい。ない部分についての法定後見なのだから、一つの制度の中で混在しているのが非常にわかりにくいと内田貴教授（U先生）が書いていて、これは非常によくありません。それで、裁判官などはU先生にそういうことを言われると使いにくい。U先生は今、法務省で債権法改正の音頭をとっています。今をときめく法律家です。そういう人がそういうことを書く。だから、裁判官も何となくヘジテートしてしまいます。

でも、このU説は賛成できない。そうではない新しい制度をつくったわけです。一部能力の欠けている人についても法定代理権を与える制度。そして、後で言いますが、この制

度こそが国連の障害者の権利条約にかなっていません。だから、これを補助に一元化すべきだというのが私の理論です。それは後で申し上げます。いずれにしても、任意後見については当初の予定が全く成り立っていない。それから、2番目の補助についても計画どおりに進んでいません。

それから、申立人と申立の動きについては、本人の子が申し立てるのが大体39%ぐらいです。本人の兄弟姉妹が14.5%。それから、21年1月から12月の統計で見ると市区町村長が2471件、全体の9%です。これは、もう少し伸びてもいいです。

それから本人との関係で見ると、親族が後見人になるのが63.5%です。それから親族以外が後見人になるのが36.5%です。法人は682件。21年度はそういう数字が出ています。それで、親族が63.5%。これをどう思われますか。そして親族以外が36.5%。恐らく親族以外はもっと伸びていくでしょう。

この親族の36.5%は高いですか、低いですか。実は諸外国から見ると低いです。なぜ低いか。つまり裁判所は親族を信頼できません。だから親族を成年後見にしない。だから不思議でしょう。先ほど、ある有力な民法の先生が、日本人は家族でもたれ合って生活しているとおっしゃったと紹介しましたが、その家族について裁判所は信頼していません。これは非常におもしろい現象です。そのあたりをどう分析するかは大きな話ですが、いずれにしても親族以外の後見人がこれからもふえていくのは間違いないと思います。

鑑定と本人面接、これが実は大きな問題です。というのは、実際に鑑定するのは21.4%です。そして、鑑定を省略するときには本人面接も行いません。21年の場合、鑑定を省略するのが21.4%。20%しか鑑定をしません。そして、鑑定をしない場合には本人面接も省略することになっています。

ここまでの私が申し上げた数字をまとめてみると、10年前の理念、10年前の構想は実現していないということです。それは理念の面からも、数字の面からもそうです。

ドイツはどうなっているかということ、人口が8200万です。8200万で法定後見が120万件の利用があります。これは多分、130万件に行っていると思います。日本の17万に対してドイツは120万、130万です。この差は何でしょう。ドイツの問題は数がふえ過ぎて困っている（ことです）。ドイツは、成年後見に潤沢な司法予算を出しています。年間500億円使っていると言われていています。日本は一体、成年後見に幾ら使っているのでしょうか。法務省の予算は、成年後見のパンフレットをつくっているだけです。あれは200~300万ではないか。ドイツは司法予算だけで500億円使っています。それが、まだ伸びています。ドイツの問題は、いかにこれを減らすかです。

日本の問題は何か。いかにふやすかです。ドイツは、いかに減らすか。ドイツは既に3回法律改正をしています。その目的はこの利用をいかに抑えるか。でも、3回法律改正をしてもまだふえ続けています。ドイツ人のこの、あくまでも法律的手段を使って生活を支えるという執念はすごいです。もう少しドイツの法的な考え方に学ぶべきものがあると思いますが、いずれにしても法律改正をして任意後見にシフトさせました。

任意後見とは自己決定の尊重を図れる制度ですが、少し悪い見方、皮肉な見方をすると安上がりな制度です。なぜなら任意後見は自己決定の制度ですから、当事者が契約をすればいいわけです。そこに司法予算をふんだんにつぎ込む必要がありません。ですから、法律改正をして任意後見を使いましょう。それで膨大なパンフレットをつくって、至るところにばらまくのです。駅であろうがホテルであろうが、人の集まるところにばらまくのです。

ドイツ人はどうしたか。今、任意後見の利用はここ5～6年で100万です。ですから、ドイツの場合は法定後見が120万、あるいは130万。法定後見（任意後見？）は100万です。ドイツのこの5～6年間で100万と日本の4万の違いをどう説明していいのか。説明に苦慮します。ドイツに、すみませんと謝るだけです。それ以外に言葉がない。

そこに、ドイツ語で「eine betreute Republik」と書いてあります。これはどういう意味か。少しやゆした表現です。「betreute」は成年後見のことです。訳すのは非常に難しいですが、「ドイツ人は成年後見が好きよね」という少し侮べつした言い方です。とにかくドイツ人は能力がなくなると、成年後見をきっちりつけるというわけです。そしてちなみに、法定後見が130万。介護保険の利用も大体それに見合っています。当然、そうあるべきです。ところが日本はさっき言ったように、介護保険は350万、法定後見は17万。

では、なぜドイツはそんなに成年後見を利用するのか。理由は簡単です。まずそこに書いてある支援組織です。ドイツには支援組織があります。つまり、成年後見を支える組織があります。それは何か。三位一体の関係です。

まず、もちろん裁判所があります。この裁判所も後で詳しく言いますが、裁判官が130万件全員に会います。潤沢な人と予算をちゃんと確保しています。さらに、福祉行政に窓口あります。日本でいうと市役所とか区役所に行くと、成年後見の担当窓口というのがあります。だから、みんながそこに相談に行く。さらに日本でいうと、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、あるいはチャーチ（教会）という民間の中に世話人協会というのがあるって、そこが成年後見人のリクルート、養成、監督をします。

そして、この裁判所と福祉行政と民間が三位一体の関係で常に連携をとっています。その三位一体の関係が法律で規定されている。そして、優良な世話人協会にはちゃんと補助金が出ている。こういう仕組みです。

日本の成年後見はどうか。民法を改正しただけです。法務省はパンフレットをつくるだけ。それでは動きません。では、私が今何を考えているかという、ドイツ型のものを導入しようと思っています。でも、全部は無理なので、とりあえず国にヘッドクォーターをつくらせようと思っています。成年後見を動かす指令塔。例えば内閣府にきちんとつくって、そこが責任を持って成年後見を動かすということにしなければいけないと思っています。

それから、任意後見への傾斜と書いてありますが、法定後見が天文学的に伸びているので、任意後見のほうに傾斜したというのも押さえておくべき重要な点です。

それから、医療行為への対応です。やはり高齢者ということを見るとターミナル（終末期）の問題があります。医療は切っても切り離せません。そうすると、医療的な対応がきちんとできていない成年後見は人々のニーズに適合しません。日本の成年後見は、成年後見人に医療行為の同意権がないと言っています。

ドイツはそうではない。成年後見人に医療同意権があります。そして、非常に難しいケースの場合、裁判所が許可する仕組みになっている。人々のニーズに合致しているわけです。ですからドイツは、人々のニーズにも合致している三位一体の関係で支えているというところからして利用が多いというのが私の分析です。そのすべてが日本に欠けています。

おもしろいのは韓国です。韓国は日本の成年後見を超えてしまった。例えば医療行為の同意について、日本の法務省はそんなものを入れるのはどうのこうのと言っています。私は今、情報を持ち合わせていませんが、韓国は多分、今週成立したのではないかと思います。韓国の新しい成年後見の中では、日本の法務省、あるいは先ほどのU先生がかたくなに否定していた医療行為の同意権をぱっと認めてしまいました。さあ、日本の法務省はどうするのでしょうか。非常に対応が注目されます。

我が国との比較のところで、国際的には、人口の1%が潜在的利用者だと言われています。そうすると、日本は1億2000万人の人口がいますから、120万人の人が使わないといけません。しかし、今17万です。認知症の人が200万います。だから、日本は1%よりもっと多いはずですが、現状はそうなっている。

今後、どうすべきか。まず法定後見を考えましょう。まず大きなものは補助です。補助の利用を伸ばしていくべきです。補助に関しては、一番最後のVのところに書いた国連の障害者権利条約というものが2007年に採択されています。これは非常に重要な条約です。この条約の12条で、「健常者と障害者、高齢者のリーガルキャパシティー、法的能力は同じものでなければいけない」、つまり、高齢者・障害者の法的能力が健常者から差別されてはいかんと言っています。つまりこれは、日本の成年後見がまさに問題です。

日本の後見の考え方はまだ古い禁治産の考え方を残しています。つまり、ある人が認知症になった。そうすると、おまえは意思能力がない、したがっておまえに保護者をつける。おまえは能力がないから単独で契約はできないぞ。その行為能力を奪うわけです。行為能力を奪って保護する。そして、もし本人にとって不利な契約をしたら取消権でおまえを守ってやるぞ。こういう考え方をするわけです。こういう考え方がまさに12条に抵触します。

では、この国連の条約はどういう後見を考えているのかというと、従来の考え方は、「substituted decision-making」といいます。「Substitute」は代替です。かわってやります。本人が能力がなくて契約できないから、後見人がかわってする。Substitute、代替的意思決定です。

それに対して、この条約はだめだと言う。では、どうするか。「supported decision-making」、つまり支援です。本人はあくまでできるんだ、そういう法的能力があるんだということを前提にして、それをサポートしてやるという考え方をとっています。

日本の後見は、まだ古い考え方を残しています。新しい展開をしなければいけません。では、その新しい展開は日本の後見制度の中にあるのか、あるのか。あります。それが補助です。

補助は、能力を奪わない形というのもできます。ですから補助はすぐれています。私は、将来的には後見も保佐も廃止して補助一本にすべきだと思う。実はドイツが補助一本です。ドイツの制度は原則として能力を奪いません。だから、世話人がついてもその人が単独で有効な行為ができます。でも、どうしても危険な取引をする人がいます。財産を浪費する人がいる。そういう人は例外的に同意の留保とありますが、例えば10万円以上の取引をするときには世話人の同意が要とする。でも、それは例外です。実際にその例外が発動されるのは5%だと言われている。

日本はさっき見たように、ほとんどが後見類型です。後見類型が発動されると、その人は契約できません。しかも選挙権まで剥脱される。選挙権だけではなくて、まだ120ぐらいの欠格事由が残っています。だから社会的には廃人です。社会参加ができないわけです。これはもう国連の条約に違反することは明白です。解決する唯一の道は、つまり障害者の権利条約に合致する唯一の道は、補助一本にすることではないかと私は思っています。

でも、道のりは遠いです。日本の通説はU先生の教科書です。U先生の教科書には相変わらず、禁治産、準禁治産の……。あまりここで言うのもどうかと思うが、U先生の言葉遣いがよくない。U先生はゲームの理論だと言います。つまり能力のない人はゲームができない。だからゲームから排除する。この表現がよくない。これはゲームではありません。少し脱線ぎみになりましたが、内田先生の本を読むときは気をつけてください。用語法が適切でないことが多々あります。特にここが強く感じます。佐賀まで来たから言ってもいいと思うので、ちょっと申し上げました。それが補助の問題です。

それから、能力判定。能力判定はさっき申し上げたように、鑑定が省略されています。だから8割は鑑定しません。この問題点は、要するに鑑定しないということで診断書でいいということです。後見類型の場合も診断書でいいというわけです。これは、弁護士会にも責任の一端がある。なぜなら弁護士会は声高に、金もかかる、時間もかかると言ったわけです。言い過ぎました。そうすると裁判所も少しひるんで、ではできるだけ負担のないようにしようということで、鑑定量をぐっと抑えてきた。これは評価できます。そしてもう、鑑定などはやらないほうが国民の便益になるとどんどん省略していきました。そうしたら、今度は弁護士会が省略し過ぎだと言いつつ出したというのが今の状況です。

全体の2割しか鑑定しないのは、やはり問題です。なぜなら、日本は後見類型がほとんどです。後見類型とは何回も繰り返し申し上げているように、大きな権利制限を伴っています。それを鑑定なしに診断書だけでやるのは人権上大変な問題があります。

ドイツで調査があります。かかりつけ医の書いた認知症に関する診断書の4割は間違っていると言います。皆さんの経験はどうですか。主治医に頼むわけです。そうすると、親族がわっと言うわけです。「そこまで言うならしょうがない。じゃあ書いておくよ」と書いて

てしまいます。その診断書に基づいて、後見審判が開始されます。これは、どう考えてもおかしいです。

そういうことで、実は家事審判規則の改正の問題がありました。今は原則、鑑定します。例外的にしなくてもいい場合がある。例えば植物状態のような場合はしなくてもいい。原則はする。例外として、しない場合があるという規定を逆転させようと。つまり、原則はしなくていいとする改正案が出てきました。これは、日弁連も司法書士会も社会福祉士会も、私も反対だということでパブリックコメントを出しました。

法制審議会というのは大体役所の言うとおりに動くものですから、多分これはだめだろうと思っていたら、3週間ぐらい前に要綱案が出て現状維持になりました。ちょっと驚きました。うれしい驚きです。法務行政でうれしい驚きというのはほとんどないですが、現状維持になりました。やはり世論の力もそう捨てたものではないと思ったのですが、そういう問題があります。だから、法律の規定としては現行のままです。あとは運用です。つまり、例外を拡大解釈するとほとんど変わらないのですが、そこをどう見ていくかというのが一つ大きな問題です。

ですから、鑑定を省略し過ぎている。そして、鑑定を省略すると本人面接もやりません。ドイツは先ほど言ったように、裁判官が全員に会います。日本の裁判官は、意思表示できない人に会ってもしようがないだろうと言いますが、これは間違いです。意思表示できない人でも、ドイツの裁判官は行きます。そしてどんな生活をしているか確認します。そうすると、意思表示できない人でもふっと何か言ったりすることがあります。私も現場に何回も連れて行ってもらいました。そういうところが日本の後見裁判実務に欠けているところではないかと思います。

それをやれと言っても、人員・予算の関係で無理だとは思いますが、では、どうしたらいいかというのは一番最後に申し上げます。

それから、医療行為の同意。日本の成年後見人には医療同意権がありません。でも、こんな国はもうありません。医療同意権を認めなかったら先行きどうしようもないと思います。先ほど申し上げたように韓国はこれを認めてしまいました。

それから、任意後見は成年後見の1番目の目玉でした。しかしこの1番目の目玉が使われていない。では、どうしたらいいのか。

まず、今の運用には大きな問題があると思います。それはこの即効型です。三つのタイプがあります。即効型とは、任意後見契約をして直ちに能力がなくなったということで任意後見監督人をつけることです。これはおかしいです。能力があるということで任意後見契約をして、すぐなくなる。何ですか、これは。こういうことが、立法担当者が解説書に書いた。この気持ちは、これが目玉なので多くの人に使ってほしいというわけです。ですから、知的障害の人などでもそういうふうにしておけば使えるだろうというのですが、実はこれが任意後見と補助の境目を不明確にした原因だと思っています。

ですから、公証人の方は現場で非常に混乱しています。補助の方が、補助類型に相当す

るような方が任意後見契約をお願いしますと言ってきた場合、どうしようかと悩まれている。私の答えは簡単です。即効型は認めるべきではありません。即効型は任意後見ではありません。任意後見とは、頭がクリアなうちにだれの影響にも左右されずに自己決定することです。

今ほとんどは、周りの人が示唆するわけです。「おばあちゃん、こうしたほうがいいよ」「そうだね」、「おばあちゃん、公証人のところへ行こう」「そうだね」と言ってある。これは任意後見ではありません。もうそれは補助です。そのところが、非常によろしくないと思います。

ですから、もう一度整理すると、任意後見と補助は明確に分けるべきです。そして、任意後見というのは本当に自己決定で。何人にも左右されずに自己決定できる状況が任意後見です。夜静かに、だれの目もなく、妻の目もなくひっそりと、熟慮に熟慮を重ねてやる。それが任意後見と遺言です。それに対して、周りの意向に左右されるようになったときには、これは使うべきではないと思っています。

それから、この移行型が今一番多いですが、これも問題です。能力があるときは任意代理を使いますが、能力がなくなっても任意代理をそのままにしておく。その趣旨は、任意後見監督人の選任がない。そうすると、任意後見人が自分の意のままに代理権を処理できるということで乱用の温床になっています。ですから、これはそこに書いてある、任意後見監督人の選任義務を課するという立法論も必要ではないかと思っています。

それから、取消権がないといえます。だから、これが成年後見の弱点だと言われますが、私はそうは考えない。もちろん任意後見は契約ですから、契約から取消権は発生しない。それは民法のいろはです。しかし、民法 120 条の規定で取消権者は決まっています。その取消権者の中に任意代理人というのも入っています。ですから、任意後見契約の中で、詐欺や脅迫に遭ったら取消権を行使してほしいという授權はできるはずです。そうしておけば、任意後見契約であっても取消権を行使することは可能だと思っていて、既に公証実務ではそういうことが実際に行われて、もう登記もされています。ですから任意後見制度を魅力あるものにするには、そうしていったらいいのではないかと考えています。

それで、成年後見人の位置づけですが、やはり公的な支援が必要ではないかと考えています。その公的支援とは、ドイツ型の支援です。少し国から支援してもらわなければいけないと考えています。

具体的には、去年の 10 月に成年後見法世界会議を開催して、横浜宣言というのを出しました。横浜宣言を出した趣旨は、日本の政府は外圧がないと動かないわけです。それで、横浜宣言を世界に向けて発しました。アメリカ国務省などは非常に熱心に取り上げてくれています。EU委員会でも取り上げてくれる。一番関心がないのが日本の法務省です。でも今、攻勢をかけています。

日本の成年後見を今後どうしていくか。三つの柱があると思います。その一つが、公的支援です。つまり、成年後見を社会全体で支えることが必要だと思っています。もちろん

私は今の国の財政状況を知っています。だから、今の財政状況を前提とした公的支援でなければいけません。

例えば、裁判所。人をふやさなければいけません。では、どうやってふやすか。裁判官の数もふやせない。ですから、参与員でなく専門職を任期付きの裁判官のような形で投入する道もあるのではないかと考えています。それから監督機関。もう裁判所の監督は無理です。ですから今、統廃合とかいろいろなことが言われていますから、政府のいろいろな機関を活用する。廃止するのではなく、そういうところを活用するということを考えてもいいのではないか。そして、それを全体で仕切る成年後見の指令塔が要るだろう。そういうものを内閣府か何かにつくる必要があるのではないか。それが1番目の目玉です。

公的支援をきちんとしようということで、実は成年後見利用促進法という特別法をひそかに考えていて、今いろいろなところに働きかけています。ただ、こういう政治情勢なのでなかなか難しいのですが、私も認知症になる前にそれだけは実現したいと思っています。そういう特別法が出てきたら、あのときの話かと思い出してもらおうとありがたいです。

それから2番目の柱が、成年後見法の中身の改正です。それは今言ったようなことで、医療同意権を認めるようにするとか、補助の一元化。でも、これは大議論になると思います。まず民法学者は全部反対するでしょう。だから敵は内にあります。韓国などは簡単にそれを乗り越えてやりました。しかし、日本では法律学の保守性がある非常に困るのだと思います。出版社は喜ぶと思います。民法は全部改訂ですから、特需だと喜ぶと思いますが、民法学者は嫌うわけです。また本を書かなければいけない、どうしようということで恐れているのかもしれない。

成年後見の中身自体は、もう少し国際的なスタンダードに合わせなければいけないと思う。とにかく、今の日本の成年後見法は財産管理中心であることは間違いがない。裁判所の実務も財産管理中心であることは間違いありません。ですから、そのあたりを少し改めていく必要があると思います。

3番目の柱は、将来的な目標です。将来的な目標とは、例えば交通事故障害者が高次脳機能障害で保険金をもらいますが、これはほとんど親族がもらっています。そして、ほとんど本人のために使われていない実情があります。だから、成年後見をつけないとそういうものをもらえないように法律改正するとか、あるいは信託制度を利用するというあたりが、私の考えている将来的な大きな展望です。

だからもう一度言うと、横浜宣言の柱は三つあります。一つは公的支援のネットワークをつくること。これは一番重要です。それから2番目が、成年後見法自体の見直し。そして3番目が、遠い将来に向けた課題です。これは相当時間がかかると思うので、とにかくこの1番目、2番目、3番目の順番に実現していきたいと考えています。ここに横浜宣言と出しましたが、横浜宣言というのを少し注目していただきたいと思います。

もし佐賀県で成年後見世界会議をやっていいという声があれば、佐賀でやってもよかったのです。佐賀宣言ということで、世界に佐賀をアピールできる機会であったかもしれま

せん。一応、横浜宣言になってしまいましたがその動向を注目してください。

それから信託について動きがあります。それは後見制度支援信託というのを4月1日から最高裁で行おうとしています。実は信託という制度は、成年後見と非常に近い制度です。信託というのは、非常にいい制度です。なぜなら、信託は受託者が財産管理をします。本人に能力がなくても、受託者が財産管理をしてくれる。ですから、信託というのは弱者のための財産管理制度でした。

そもそも、どこで始まったかという、ヨーロッパの貴族が十字軍の遠征に行きました。ヨーロッパではキリスト教とイスラムとの戦いはずっと前からあります。イスラムの異教徒をやっつけるためにヨーロッパの貴族が十字軍の兵士と戦いに行きました。でも、残された妻子の財産管理が心配でしょう。そこで、信頼できる友人を受託者にして財産管理をゆだねる。ですから弱者の財産管理なのです。だから、信託の沿革と成年後見は非常に結びついているわけです。

ただ違うのは、信託というのは財産管理制度。でも、今の成年後見は身上配慮が重要です。だから両者を結びつける必要があります。私は昔から、成年後見と身上監護は一体的に運用したらいい（と思っています）。ですから、任意後見をして、身上配慮のことは自分で決めておいて、財産管理は信託にしておくという理想的ではないかというところ、いろいろな本も論文も書いてきました。

ですから、今度の最高裁が4月1日から行おうとしている後見制度支援信託の背後には私がいるのではないかと思う人がいますが、全くいません。私はどこにもいません。この制度を画策していません。私も義憤に駆られています。正直に言うと、このアイデアは私のオリジナリティーです。私が特許を取ってもいいアイデアです。それを最高裁がやると。それで、私の目から客観的に見ると、この制度は賛成できません。なぜなら一番の意図は、不正を防止しようということ。確かに、成年後見に問題事例があります。国家賠償訴訟が何件も提起されています。これは裁判所の監督責任が問われています。こんなに数が少なくても裁判所はお手上げです。それを何とかしたいということです。

それで考えたのは、信託で財産を塩漬けにしようというわけです。具体的に言うと、佐賀にいるおばあちゃんが認知症になる。預金は佐賀銀行に1億（円）あります。親族を後見人にして、弁護士や司法書士もつきます。弁護士や司法書士の役割は、信託契約をすると上申書を裁判所に出して判を押す。そうすると専門職後見人は佐賀銀行のお金を全部引き出して、信託銀行に信託する。佐賀市に信託銀行はありますか。ない場合は郵送で処理します。それで1億円を信託します。その趣旨は、信託にしておけばアンタッチャブルだからです。そうすると不正ができない。ただこれだけの制度です。

これはいろいろな問題がある。なぜなら、まずこれは財産を使わないようにする。でも、財産は本人のために使えなければいけません。それともう一つ、おばあちゃんは佐賀銀行に置きたかった。——佐賀銀行だけをあまり強調するのはよくない。地元のもっと別の金融機関でもいいです。要するに、そこに置きたかった。そんな関係のない、同じSで始ま

っても住友信託には置きたくないと思っているかもしれない。それはノーマライゼーションに反します。

そして、本当に財産だけ預かるところであれば国が制度をつくれればいい。そういう制度もあります。パブリックトラスティーといいます。中世のイギリスでパブリックトラスティーをつくりました。あまりお金のない人が信託するときに、大手の銀行に持っていても信託してくれません。だから国が受託者をつくりました。そういうものがあります。でも、それを信託銀行にやらせようとしているところが問題です。実は、弁護士のつくった信託会社もあります。ここにはやらせません。信託銀行だけです。私に言わせると、これは最高裁と信託銀行の談合です。これは官製信託。私は、そういうことは全然意図していません。

すべておぜん立てが整った後、最高裁の担当課長が「先生」と言ってやってきました。私はどんな顔をして話したらいいのか考えました。何もなかったかのように穏やかに話しましたが、これはだめですよと言いました。私なりの提案もしてみましたが、どうなりますか。もう来週は3月で、1カ月しか期間はありません。多分、当初の予想どおりいかないのではないのでしょうか。

私は、信託はまだいいと思っています。信託というのは自分の意思でやるものです。例えば、そこそこの財産があって、その財産を孫のために使いたい。将来の子供のために残したい。そういうときに信託は非常にいいです。ですから、任意後見という制度は代理権だけ授与するのですが、大きな財産がある場合は信託をするといいです。それは間違いないことだと思っています。ですから、信託の正しい活用を最高裁と信託銀行によってねじ曲げられたと怒りに震えています。でも、時間をかければ正しい方向に行くのかと思っています。

だから、最高裁の体質はわかりました。「こういうふうにした。やれ」と言うわけです。だから弁護士会の先生が抵抗しているのは、ある意味ではとてもいい生き方ではないか。抵抗し過ぎないようにしてください。弁護士会は時々、必要のない抵抗をします。信託の火を消されると困ります。だから、弁護士の先生も信託の活用を考えたらいいと思います。どういうふうになれば弁護士会が信託の世界に参入できるか。今はやはり職域拡大で弁護士会も大変だと思うので、信託はものすごい大きなチャンスだと思います。イギリスやアメリカのソリスターなどは――司法書士のほうが近いのかもしれませんが、弁護士業が非常に大きなウエートを占めています。そういうところまで火を消されると私としては非常に困ると思っています。

では、まとめです。成年後見が施行されて10年たちました。利用は低迷しています。その低迷の度合いも半端でない低迷です。諸外国に、他の先進国に見られないほどの低迷状況。それで本当に高齢社会における国民の権利擁護がなされているのか。もう一度我々は問い直してみる必要があるだろう。

そういう中で成年後見の中身を見ると、国連の障害者の権利条約の目から見ると、内容

にも非常に問題がある。ですから比喩的に言うと日本の成年後見は、前門の虎後門の狼です。もうどちらにも進めない状況、非常に難しい。今の日本の政治と同じような状況にあります。でも、そういう中で、我々は知恵を出して新たな展開をしないといけないと思います。

今日のこのシンポジウムはその新たな展開に向けた恐らく第一歩になるだろうと、後世の歴史家は間違いなくそう言います。それで、新しい成年後見の見直しはこの佐賀の地から始まったというシンポジウムになると思いますので、ぜひこの後のシンポジウムを期待していただきたい。

では、どうもありがとうございました。(拍手)

加賀 新井教授、熱のこもったご講演ありがとうございました。

## 2 佐賀県弁護士会高齢者・障害者権利委員会の活動報告

ここで佐賀県弁護士会高齢者・障害者権利委員会より、活動報告をさせていただきます。報告を務めますのは佐賀県弁護士会所属の山上充之弁護士です。

山上 皆さん、こんにちは。佐賀県弁護士会高齢者・障害者権利委員会委員長の山上です。少しお時間をいただき、高齢者・障害者権利委員会の活動内容のご報告をさせていただきます。

佐賀県弁護士会高齢者・障害者権利委員会は高齢者・障害者の権利を擁護して、その福祉を増進することを目的として設置されている委員会ですが、当委員会では、従来から専門相談の充実を活動の柱にしております。遺言、相続、成年後見、高齢者虐待、福祉の制度や精神保健の分野、これらの法律問題に適切に対処できる相談体制を確立すべく、これらの分野に関する研修会等を開催して相談スキルの向上に努めております。

本シンポジウムのテーマでもある成年後見制度のさらなる普及のためにも、専門相談体制の充実が不可欠なので、今後もさらなる取り組みを進めていきます。

具体的な相談活動としては、佐賀県弁護士会館での法律相談、佐賀県社会福祉士会館での福祉に関する法律相談、それから毎年4月15日に行っている遺言・相続無料相談会などが挙げられます。今年も4月15日を遺言の日として佐賀県内6カ所、佐賀、唐津、武雄、伊万里、鹿島、鳥栖の6地区において無料相談会を開催しますので、ぜひご利用ください。

また、今年度からの新しい取り組みは、高齢者虐待対応専門職チームの活動が挙げられます。高齢者虐待問題への対応は高齢者虐待防止法上、市町村の責務とされていますが、非常に困難な問題が多く、現場で対応に苦慮しているのが実情です。そこで、弁護士と社会福祉士がチームをつくり、専門的知見からアドバイスを行い、各地区の対応能力を高めていくことを目的としています。

佐賀県弁護士会は佐賀県社会福祉士会と共同して、高齢者虐待対応専門職チームを結成しており、昨年の7月に佐賀市と業務委託契約を締結してその活動を開始しています。現在は佐賀市と大町町との契約を締結していますが、今後もその他の市町村との契約を締結し、活動の範囲を広げていきたいと思っています。

さらに、来年度からの新たな取り組みとして、精神保健相談弁護士制度の実施を予定しています。これは入院中の精神障害のある方からの相談申し込みを受けて、弁護士が出張相談を行うものです。それから必要に応じて、精神保健福祉法上の退院請求、処遇改善請求等の代理援助を行う活動です。精神保健分野での非常に重要な取り組みになるものと考えています。

なお、委員会活動の詳細については本日配った冊子の49ページ、50ページに記載しているのでご参照ください。

以上で簡単ですが、委員会の佐賀県弁護士会高齢者・障害者権利委員会の活動報告を終わります。ありがとうございました。(拍手)

### 3 アンケートの報告

加賀 続いて、佐賀県弁護士会では本シンポジウムに先立ってアンケートを実施したので、これについて集計結果報告を行います。報告を務めるのは佐賀県弁護士会所属の井寺修一弁護士です。

井寺 それでは先ほど司会のほうからご案内のとおり、このシンポジウムに当たって佐賀県弁護士会並びに九州弁護士会連合会でアンケートをとって集計していますので、それについて私のほうからご報告します。

まず冊子の 54 ページ、55 ページをごらんください。そこに記載してあるとおり、平成 22 年 9 月末ごろから 23 年 1 月末ごろにかけてアンケートをさせていただき、締め切り時点で合計 360 通の協力をいただきました。アンケートにご協力いただいた方々、それからその取りまとめにご協力いただいた方々、この場をかりてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

回収したアンケートについては、佐賀県弁護士会のシンポジウム実行委員会において集計して取りまとめをしました。アンケートの集計状況、回収状況は 54 ページに記載しているとおりです。

55 ページから記載しているのは、ご協力いただいたアンケートの内容です。まず大きな柱として、55 ページにある第 1、審判の内容というところと、続いて 56 ページの財産の内容が二つ目です。続いて 57 ページ、三つ目として就任当初の業務。四つ目として財産管理となっています。続いて 58 ページをごらんください。五つ目としては身上監護に関する内容。59 ページで報酬に関する内容。続いて七つ目ですが、任務終了時の業務となっています。

では 60 ページからアンケートの集計結果について、簡単ですがご紹介させていただきますのでごらんください。

まず 60 ページの上のグラフですが、これはご回答いただいた方々の所属を示すものです。弁護士が弁護士法人と合わせて約 35%、司法書士が 19%、社会福祉士が 36%となっています。

続いて第 1 の項目に入りますが、審判の内容に関する項目についてまとめたグラフなどが続いています。

最初に 60 ページの中ほど、申立人というところですが、先ほど新井教授からお話がありましたが、たしか市町村長申立が約 9%と言われたように思いますが、我々のアンケートはそれよりも数字が高いと言えます。それから、申立人と所属がその次のグラフです。

これらのアンケートを見ると、そこに記載してあるとおり、弁護士が就任するケースは比較的「子」の申立が多い状況でした。社会福祉士では「父母」申立の割合が高くて市町村申立事案の受任は社会福祉士、ないしは社会福祉法人、社団法人が大部分を占めていました。

なお、今ご説明した太字部分については、我々の実行委員会がアンケートを集計し分析してつけたコメントです。これから紹介していく中で細い文字のところが出てきますが、アンケートに記載していただいたものをなるべくそのまま引用して記載している部分です。

では続いて 61 ページですが、申立の理由、申立の理由と所属についてまとめたグラフが掲載されています。弁護士の受任事件では親族間の紛争が多く、遺産分割や契約などの問題と複合していました。社会福祉士では身上監護を理由に挙げている回答が多い状況でした。

続いて 62 ページをごらんください。申立の理由となった精神状況、所属と精神状況についてまとめたグラフが掲載されています。社会福祉士の受任では、本人が知的障害者の事案が多くなっていました。認知症、知的障害、精神障害のほかに、先ほど新井教授も問題点の一つとしてご報告されていた高次脳機能障害というケースも複数見られました。

続いて 63 ページに行きます。受任年度、類型、所属と類型についてまとめたもので、先ほどのお話のように成年後見が 8 割を占めています。

続いて 64 ページに行きます。保佐・補助の場合の代理権、同意権についてまとめたものです。

それから、代理権、同意権とはまた別の話になりますが、後見などの複数選任は全体の 14% でした。一方が遠方などの理由がありました。複数後見となる場合、身上監護と財産管理に分けられることがほとんどでした。また、財産管理が複雑・困難である場合に複数後見とするケースが見受けられました。

このアンケートでは、後見監督人が選任される割合は約 3% でした。後見人と被後見人の利益相反が問題になったケースなどが見受けられました。

就任後に審判内容の変更があったケースは約 4% でした。理由は、環境や本人の状況の変化、後見人の都合などがありました。

それから、審判申立前の状況に関する特記事項としては、親族間における金銭トラブル（相続、経済的虐待等）が生じているケースや、消費者被害に遭っていたケースが多く見受けられました。財産管理の必要性が相当程度高まったところで申立に至ると、先ほどのお話もそうだったかと思いますが、やはりそのようなケースが多いようでした。

65 ページ以降、66 ページ、太字ではなくて細い字が記載されていますが、これが先ほど申し上げたアンケートに文字で記載されていた、これからは特記事項と呼んでご報告していきますが、特記事項を抜き出したものです。

続いて二つ目の項目、67 ページからですが、財産の内容からご紹介します。現金、預貯金、所属と預貯金についてまとめたグラフです。専門職の種別によって、特段現金や預貯金の額に目立った偏りはありませんでしたが、弁護士のケースに比較的高資産の方が多い状況でした。

続いて 68 ページ、69 ページをごらんください。財産の内容ごとにアンケートを集計したグラフです。不動産評価と所属についてのグラフもついていますが、そこに記載された

ように、不動産については高評価額の不動産を所有する事案では弁護士の割合が多い状況でした。

続いて 70 ページ、71 ページをごらんください。これも先ほどと同じように財産の内容をまとめたものです。相続財産については不動産評価額と流動資産に分けて、相続財産についてはまた所属ごとにまとめたものをつけています。

71 ページからですが、借入金債務、それ以外の債務、債務と所属についてまとめたグラフになっています。……（テープ①A面終了）……そこに記載されているように 10%程度の方に相続財産がある状況でした。一部は高額の方も見受けられました。

それから高額な債務を負っている方については、弁護士が後見人などとなっているケースが多かった。また、高額な借入れがある方はそれ相応の評価額の不動産を所有しているケースが多かった。その関係で収入と支出も高額になっていました。

続いて 72 ページ、73 ページをごらんください。三つ目の就任当初の業務に関するアンケートをまとめたものです。72 ページにまとめてあるのが就任時の通帳等の保管者、通帳等の引き継ぎ状況についてです。

就任当初、業務として引き継ぎを行うのが通常と考えられますが、引き継ぎを行っていない場合としては大別して、引き継ぎ拒否、引き継ぎ不要がありました。このうち、引き継ぎ拒否については本人から拒否されるケース、親族から拒否されるケースがほとんどでした。引き継ぎ不要については、親族後見人や施設など適切な第三者に管理をゆだねるケースがほとんどでした。

続いて 73 ページです。本人との面会状況、預貯金の名義変更、保険・年金その他の名義変更についてまとめたグラフです。

では 74 ページをごらんください。就任当初業務に関する特記事項をまとめた感想としては、苦勞することが多い当初業務として、財産管理引き継ぎ、及びそれに伴う金融機関等の手続、財産保全、親族間のトラブルの調整などが挙げられました。また、本人とのやりとりで困難があるケースも見受けられました。

具体的に特記事項としては、74 ページ、75 ページ、76 ページにまとめたとおりです。

例えば、財産管理引き継ぎ等については、財産目録提出が就任後 1 カ月とされているが、金融機関等とのやりとり、親族からの引き継ぎだけで優にその機関を過ぎてしまうのに苦勞する。あるいは、銀行口座の名義変更で苦勞した。銀行側も手続になれておらず、マニュアルなどを見ながらの対応という記載がありました。

それから財産保全等に関しては、就任時、通帳管理者が不明だったため、年金の入金先から口座の確認を行った。その際、年金証書の再発行手続も行おうとしたが、年金を担保に貸付が行われていることが発覚したため、その後、後見人として適切な金銭管理を行い、債務返済を行ったなどの記載がありました。

それから、親族間トラブルの調整については、申立前から本人の財産について本人の長男と長女の間で争いがあった。就任後、何度も両者から連絡があり、それぞれの主張をさ

れたので対応に追われたなどの記載がありました。

続いて76ページ、本人とのやりとり、その他ですが、そこに記載されているとおり、右半身マヒ、言語障害がひどくて筆談もできず、意思の疎通がなかなかできなかった。子供が全然寄りつかないので、子供に会いたかったが連絡してもナシのつぶてであったなどという記載がありました。

では続いて77ページ以降、四つ目の項目。財産管理について簡単ですがご報告します。77ページは三つのグラフがあり、本人の現金管理の有無、本人の現金管理状況と所属、後見人の事務所での現金管理についてまとめたものです。

続いて78ページ、79ページをごらんください。78ページ以降も財産管理についてですが、後見人以外の者の財産管理の状況、後見人以外の者の財産管理の内容、後見人等以外の財産管理と所属についてまとめたグラフです。

日常生活に必要な支出のために、一定額の現金管理を本人が入所している施設、あるいは同居する親族にゆだねているケースがほとんどでした。その財産管理の内容としても、日用品の購入、小遣い等の小口現金・預貯金通帳の管理が多かった。本人が自宅にいるケースでは、ホームペルパーに小口現金の管理をゆだねているケースがありました。本人、後見人以外の第三者に財産管理をゆだねるに当たり、収支管理が適切に行われるよう工夫しているとの報告がありました。それから、ケースは少ないですが、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用するケースも見受けられました。

先ほど申し上げた工夫の内容などは、79ページの細字の部分に記載しています。

続いて80ページからをごらんください。まず80ページの上に資産運用についてまとめたグラフがあります。そこに記載されているように資産運用を行っているという報告はほぼありませんでした。ただし、成年後見等の開始前に本人が行っていた資産運用を継続しているケースが若干ありました。それから、預貯金を解約して自宅を購入したケースの報告がありました。80ページのその次のグラフは不動産の管理方法、それからその管理方法と所属についてまとめたもの。81ページに行って、不動産の処分の有無についてまとめたグラフです。

不動産の処分がなされているケースは多くはありませんでしたが、処分がなされているケースとしては、管理が困難な事情がある場合や多額の出費に対応する必要がある場合、不動産の利用が見込めない場合などがあり、本人の回復の見込みがないことの確認の上で、推定相続人等の関係者と協議の上で行われているようでした。売却代金は債務返済や本人の療養治療、介護費用に充てられていることが多かった。また、老朽化した建物の損壊に対応しているケースも見受けられました。

具体的な特記事項の内容は81ページ、細字で記載しているとおりです。

続いて82ページ、83ページをごらんください。82ページは負債がある場合の対応についてまとめたものです。83ページは訴訟、調停等への関与の有無、それから関与と所属についてまとめたグラフです。

訴訟等への関与があった中では、遺産分割、離婚・離縁等の手続のほか、成年後見開始前の判断能力低下に乗じた財産散逸行為に対応するケースが多かった。

不動産に関する紛争処理や人事訴訟、交通事故の損害賠償請求にかかわったケースも見受けられました。

具体的にご報告いただいたものは83ページに記載されているとおりです。

それから、84ページ、85ページをごらんください。財産管理全般に関する特記事項についてですが、大別すると、預貯金や不動産管理、判断能力低下に伴う財産散逸行為への対応、負債への対応、銀行等の手続、特殊な親族への対応、その他のケースに分けられました。このうち、本人が預貯金等の管理について後見人等にゆだねることを拒否するケースや不動産が遠方にあるため管理に困難を来しているケースも少なからず報告されています。また、入院費用の未払いや滞納についての対応が必要になったケースも少なくありませんでした。

具体的内容については84ページ、85ページ、86ページに細字で特記事項として引用しているものになります。

続いて87ページから始まる五つ目の項目、身上監護についてご報告させていただきます。87ページに記載されているのは本人の所在、就任後の所在の変化についてまとめたグラフです。

自宅と施設、病院間の移動あるいは施設、病院間の移動があったケースも少なからず見受けられました。自宅に戻った後に再び施設に戻るケース、施設から自宅へ移行したケースもありました。

続いて88ページ、89ページをごらんください。本人の面会頻度、その頻度と所属、身上監護の協力者についてまとめたグラフになります。

親族や施設にゆだねているケースや協力を得ているケースが多かった。これは身上監護に関してです。本人が独居の場合、地域包括支援センターや民生委員、社会福祉士会による支援を活用しているケースも見受けられました。日常的にはホームヘルパーを利用したケースがありました。

では、90ページ、91ページをごらんください。親族との面会、医療・介護サービス利用料金の支払い方法、介護保険に関する手続、医療同意、医療同意と所属についてまとめたものです。

まず介護保険の手続ですが、本人が施設に入所しているケースの多くが施設等にゆだねられていました。ケースとしては少ないですが、後見人みずからが介護保険の手続を行ったというケースもありました。

続いて91ページです。医療同意に関しては、やはり多くのケースがインフルエンザの予防接種です。手術などについては、親族の同意が期待できないときや緊急性が高いときに同意を求められたケースがあったようです。中には入院の際の保証人や血液、尿、レントゲン検査についても同意を求められたケースが報告されています。

続いて 92 ページ、93 ページをごらんください。92 ページは先ほどの医療同意に関してアンケートで回答していただいた特記事項の部分を取り上げたものです。

一部読みます。終末期の医療同意に関して家裁に問い合わせたところ、「同意しないように。後見人は同意できないから」と助言を受けた。また、その他に重要な医療行為についても、重ねて医療機関から確認を求められて困った。成年後見人の立場を説明し、家族が来られず、ほかに同意を得られないと医療機関としても困ると言われ、「高齢でもあるため、積極的な治療はせず、自然な最期を迎えさせてください」と答え、同意書にサインせざるを得なかったという報告や、緊急手術における医療行為、侵襲行為の同意ができないことを医療機関に理解してもらうために関係図書の関係部分をコピーして提出したりして、理解してもらうように努めたとか、医療行為への同意ができれば、少なくとももっと生きられたはずだったというご報告をいただいております。

続いて 93 ページからですが、報酬にかかわる部分です。報酬付与の申立の有無、その頻度、それから頻度と所属についてまとめたものです。

続いて 94 ページからごらんください。報酬の累計額、報酬の累計額と所属、報酬に関する不満や疑問点についてまとめたものです。

94 ページのグラフを見ておわかりだと思いますが、36%が報酬に対する不満があるという回答です。報酬の額は、本人の資産が少ない場合、報酬が低額になり労力に見合わないという不満が多く見受けられました。訴訟手続を行ったケースでの評価が低いという不満も見受けられました。さらには報酬審判は出たが、本人の財産が少なくて請求できない、受領できないというご報告もいただいております。

具体的な内容は 95 ページ、細字部分に記載されているとおりです。それが 96 ページまで続いています。

次に 97 ページ以降です。七つ目の項目、任務終了時の業務について報告します。97 ページは事件終了の有無、終了年度、終了の理由についてまとめたものです。このアンケート上では、終了していない事件が8割になっています。

続いて 98 ページ、99 ページをごらんください。98 ページは葬儀などへの関与、その関与と所属についてまとめたものです。77%が親族等に任せたと回答されていますが、その後、何らかの形で関与されたという報告になっています。

親族の対応ができない場合に、やむを得ず葬儀・火葬・納骨などの対応をしたというご報告がありました。具体的な内容は 98 ページに記載しているとおりです。

続いて 99 ページは、通帳などの引き渡しの有無についてまとめたグラフです。ごらんのように、ほとんどが引き渡したという回答になっております。

ただ、相続人が多数いるようなケース、アンケート上は最大 30 名ほどでしたが、そのようなケースでは後見人等が対応に非常に苦慮していることが伺われました。具体的な内容は 99 ページに書いてあるとおりです。

続いて 100 ページ、101 ページをごらんください。100 ページは関係者への財産目録など

の開示の有無についてまとめたもので、約7割が財産目録や収支計算書を相続人に開示したというご報告でした。

101 ページですが、終了後に紛争に巻き込まれたかという点ですが、巻き込まれたという回答が12%ありました。

数としてはそう多くはありませんでしたが、報告があったケースについては遺産が争われたケースが多く見受けられました。中には、遺産分割や民事訴訟の証人として呼び出しがあったケース、遺言に基づく引き継ぎ後に法定相続人が遺言を無視して遺産の処分をしたケースがありました。

アンケートのご紹介は以上になりますが、本当に関係する多くの方々からご協力をいただき、有意でない部分もあるかもしれませんが、幾つかは意味のある分析ができたのではないかと考えています。そのあたりも含めて、この後のパネルディスカッションなどでご議論いただくことになろうかとも思いますし、関係してご協力いただいた皆様には改めてお礼を申し上げたいと思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。(拍手)

加賀 続いてのプログラムはパネルディスカッションを予定していますが、その前にここで休憩時間を設けたいと思います。パネルディスカッションの開始は午後3時半を予定していますので、会場の外で休憩される方はそれまでにお戻りいただけるようお願いいたします。

(休憩)